

いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

85億円
80億円



文部科学省

背景・課題

- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化。
- 相談・支援を受けておらず、不登校が長期化している児童生徒に対し、必要な支援を行うことが、極めて重要かつ喫緊の課題。
- 事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に応じ福祉部局等とも連携した支援を行うことは喫緊の課題。



目標

- こども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築を社会総がかりで推進する。

文部科学省 <令和5年度予算額案>

専門家を活用した相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,461百万円(7,902百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究
50百万円(44百万円)【委託】

①スクールカウンセラーの配置充実

- ・全公立小中学校への配置(27,500校、週4時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(5,400校→**7,200校**、週4時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備** (67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・全中学校区への配置(10,000中学校区、週3時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(6,900校→**9,000校**、週3時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備** (67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進

③不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**不登校特例校の設置促進**【新規】

④SNS等を活用した相談体制の整備推進

①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

ゲーム依存等を含むスクリーニング、心身の状況変化の把握に資する1人1台端末等の活用、福祉・医療、民間団体等との連携など

②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究

連携

こども家庭庁

困難な状況にあるこどもへの支援

- ・居場所づくり支援
- ・こどもを守るための情報・データ連携
- ・社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- ・アウトリーチ支援 等



いじめ対策

- ①学校外からのアプローチの開発・実証
(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)
- ②いじめ調査アドバイザーの任命・活用
(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)
- ③普及・啓発

背景・課題

- **不登校児童生徒は9年連続増加**（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約24万5千人）しており、憂慮すべき状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ**不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保**に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備等が求められている。
- 「**経済財政運営と改革の基本方針2022**（令和4年6月閣議決定）」においても「**不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進**」を初めて明記。
- 都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた**特色のある不登校特例校の設置促進**を図るため、自治体に対して、設置準備に係る支援が必要。

事業内容

① 不登校特例校の設置準備に関する支援 98百万円

- **不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置やプレイルーム設置に係る備品等設置準備に関する経費**を措置。
- **地域住民等に対する広報や不登校特例校設立のためのニーズ調査の実施**に関する経費を措置。

※設置後の支援の在り方は今後検討

【関連施策】

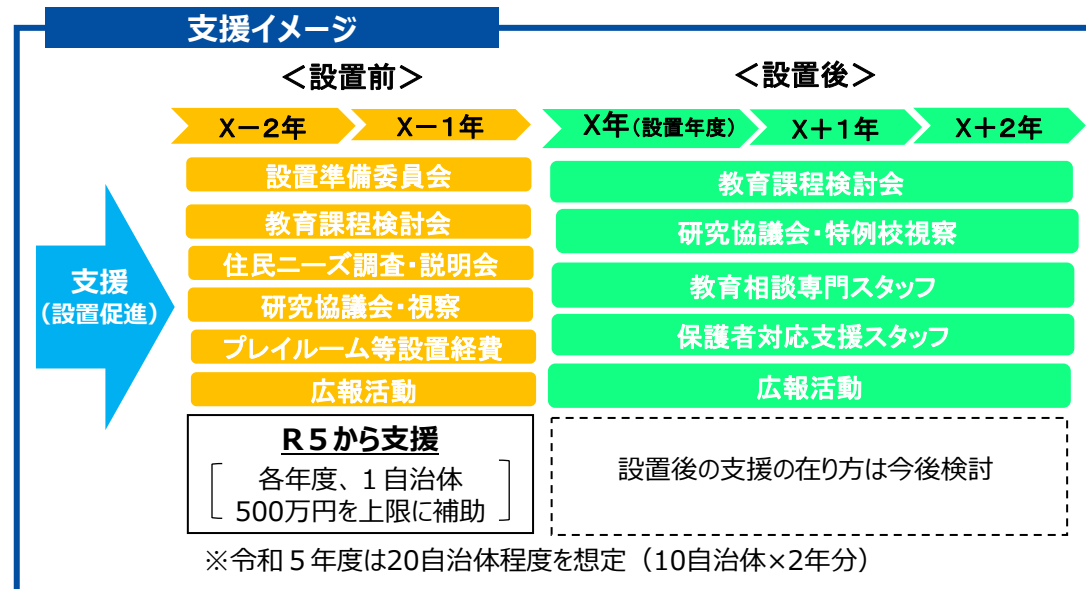
- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員配置（義務教育費国庫負担金）
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（公立）スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

② 不登校特例校の教育の充実に関する調査研究委託 14百万円

- 不登校児童生徒の実情に応じた教育課程及び教育活動の工夫や学校運営上の取組、地域との連携等、不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を実施。

- ・ ICT等を活用した教育活動の効果やカリキュラムの開発
- ・ 自宅における学習活動の把握方法と評価への反映の在り方
- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した地域との連携の在り方 等

支援イメージ



実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助率

国 1 / 3、都道府県等 2 / 3

委託先

不登校特例校を設置する都道府県、政令指定都市、市町村、学校法人

夜間中学の設置促進・充実

令和5年度予算額（案） 0.8億円
（前年度予算額） 0.8億円



文部科学省

背景

全国には義務教育未修了者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和2年度は約20万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

（参考：夜間中学の設置状況）

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校新設され、令和4年4月時点で、全国15都道府県34市区に40校。そのうち2校は、不登校特例校を併設。

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「第3期教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 62百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1/3 ※上限400万円
開設後3年間：1/3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

41億円
35億円



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

3,318百万円（2,611百万円）**（拡充）**
3,000人分 ⇒ 3,740人分 **（+740人）**

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援

◆学校における医療的ケア実施体制充実事業 37百万円（36百万円）**（拡充）**

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進
医療的ケアの実態に関する調査を実施し、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに取組を推進

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

127百万円（128百万円）

- ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究
文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施
- ②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 **（新規）**
企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施
- ③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 **（新規）**
病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

263百万円（241百万円）**（拡充）**

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等

69百万円（52百万円）**（拡充）**

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業等を実施

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円（20百万円）

特別支援学校（聴覚障害）を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

180百万円（284百万円）

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

等

※その他、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を計上

共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化芸術等の取組を拡充

1. 特別支援学校等

○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

4,114百万円（3,467百万円）

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築



○特別支援学校等における障害者スポーツの充実

●特別支援学校における運動・スポーツ活動促進等事業

225百万円の内数

●特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ大会の開催支援

特別支援学校の在校生等を対象とした、特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進、複数の特別支援学校が参加するスポーツ大会の開催等を行う。

○障害者の文化芸術活動の充実

●特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供

108百万円の内数

●特別支援学校等における質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供

5,545百万円の内数

全国の小・中学校、特別支援学校等に文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供

また、障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露と車いすダンス体験の機会を併せて提供する等の取組を実施



○地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,066百万円の内数

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、障害の有無にかかわらず、すべての子供たちの放課後等の学習・体験活動等を充実



2. 大学等

○障害のある学生の修学・就職支援促進事業

35百万円（36百万円）

複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより障害のある学生への修学・就職支援を促進

○国立大学における障害のある学生に対する支援

255百万円（255百万円）

※国立大学法人運営費交付金の内数

障害のある学生の受け入れに際しての体制整備に必要な経費を支援

※上記に加え、各基盤的経費により、国立・私立大学や国立高等専門学校における取組を支援

○放送大学における障害者の学習支援体制の推進

7,392百万円の内数

放送大学において、従来からの学習支援に加え、障害者の学習環境モデル事例創出を推進

3. 学校卒業後

○学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業 141百万円(134百万円)

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、障害者の持続的な学びの基盤を整備

○地方公共団体における実施体制・連携体制の構築

社会的包摂や共生社会の推進等の活動に取り組み民間団体等と幅広く連携

○障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保

専門性を身に付けたコーディネーターを社会教育関係職員等を対象とした研修で養成

○多様な実施主体による障害者の学びの推進

公民館等の社会教育施設等や大学、NPO等による学習機会の提供



○地域における障害者スポーツの充実

●地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業

225百万円の内数

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、各地域における課題に対応して、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備に取り組む。



○障害者の文化芸術活動の充実

●障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の提供などに 対する総合的な支援

411百万円（391百万円）

●障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくり

738百万円の内数

●地域文化振興拠点の強化

2,094百万円の内数

●障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大や障害者の芸術活動を 支援する人材育成事業に対する支援

9,996百万円の内数

○図書館における障害者利用の促進

12百万円（14百万円）

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するために、司書・職員等の支援人材や障害当事者でピアサポートができる人材の育成を行う。また、地域において公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館が連携したネットワークを構築することにより、各館の物的・人的資源の共有やフォーラムの開催等を行う。

ポイント版掲載事業

「障害者活躍推進プラン」関連事業

趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、**その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱える**ことがあると指摘されている。

しかし、これまで我が国の学校において、特定分野に特異な才能のある児童生徒を念頭においた指導・支援の取組はほとんど行われてこなかった。

今後は、全ての子供たちの可能性を引き出す、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環**として、学校外とも連携し、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行っていく必要がある。

【学校で経験した困難の例】（特定分野に特異な才能のある児童生徒の本人・関係者に対するアンケート結果より）

- ・発言をすると授業の雰囲気壊してしまい、申し訳なく感じてしまうので、分からないふりをしなければならず苦痛で、授業の中に自分を見出すことができなかった。
- ・鉛筆で文字を書く速度と脳内での処理速度が釣り合わず、プリントでの学習にストレスを感じていた。
- ・同級生との話がかみ合わず、大人と話している方が良い。変わっている子扱いされる。
- ・先生の間違いを指摘してもすぐにはわかってもらえず悔しい思いをする。先生の矛盾した指導に納得いかない。
- ・早熟な知能に対して情緒の発達が遅く感情のコントロールが未熟なので、些細な事で怒られてしまったり泣けてしまったり、他の児童と言ひ合いになったりする。

事業内容

○ 特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進【7百万円】

特定分野に特異な才能のある児童生徒に関する教職員等の理解を醸成するため、教職員等が児童生徒の特性や効果的な支援の在り方について学習したり、教職員同士が課題認識を共有したりできる研修パッケージを開発する。

【委託先：民間企業】

○ 特性を把握する手法・プログラム等の情報集約【3百万円】

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、学校関係者及び学校外の機関が適切な支援を行えるようにするとともに、才能を伸長できる機会を広く提供できるよう、特異な才能のある子供たちの認知・発達等の特性や困難の把握に資するツール等に関する情報や、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わるプログラム・イベント等に関する情報を収集し、共有する。

【委託先：民間企業】

○ 連携施策

上記に加えて、下記施策との連携を図りながら、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する支援を総合的に推進。

次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成（ジュニアドクター育成塾、グローバルサイエンスキャンパス、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業等）、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、学習指導員の配置 など

○ 実証研究を通じた実践事例の蓄積【67百万円】

特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する実証的な研究を実施し、実践事例を蓄積し、その横展開を図る。

【委託先：都道府県教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、学校法人（8団体）】

<実証研究を通じて検証する事項>

- * 子供の関心等に合った授業
- * 多様性を包摂する学校教育環境
- * 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- * 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
- * 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応 など

【委託先：民間企業（1団体）】

<実証研究を通じて検証する事項>

- * 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など



アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒に対する理解の醸成
- ・支援に関する実践事例の蓄積、支援策の開発、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

外国人受入れ拡大に対応した 日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実

令和5年度予算額（案） 27億円
（前年度予算額 23億円）



背景・課題

- 約10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数は増加している（令和3年:5.8万人(2.5万人増)）。また、平成31年4月、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。今後、日本語教育を必要とする外国人の数は増加していくことが見込まれる。
- 外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションを図り、日本人とともに学び、生活できる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等の教育等の充実を図る。

I. 外国人等に対する日本語教育の推進

令和5年度予算額（案） 1,395百万円（前年度予算額 1,028百万円）

（1）日本語教育の全国展開・学習機会の確保

- **外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進** 600百万円（500百万円）
 - ・ 都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して行う **日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり**を推進し、**地域の日本語教育水準の向上を促進**する。
- **日本語教室空白地域解消の推進強化** 153百万円（132百万円）
 - ・ 日本語教室が開設されていない市区町村に対して **アドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援**する。
 - ・ **インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供**する。
- **「生活者としての外国人」のための日本語教育の取組支援** 24百万円（24百万円）
 - ・ NPO法人、大学や公益法人等が行う地域日本語教育の課題や、都道府県域を越えた **広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的な取組を支援**する。



（2）日本語教育の質の向上等

- **「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等** 14百万円（25百万円）
 - ・ **「日本語教育の参照枠」を日本語教育の現場に実装できるよう、生活・留学・就労等の分野における日本語教育のモデルとなるプログラムを開発・公開**する。
- **日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業** 250百万円（201百万円）
 - ・ 文化審議会国語分科会が示した教育内容及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、**①現職日本語教師研修プログラム普及、②日本語教師養成・研修推進拠点整備、③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修**を実施する。
- **資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上** 191百万円（51百万円）
 - ・ 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度の法案提出を視野に、**試験システム導入、試行試験の実施、情報掲載のサイト構築・検証**を実施する。
- **日本語教育のための基盤的取組の充実** 34百万円（38百万円）※デジタル庁予算含む
 - ・ ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究等の実施を行う。

（3）難民等に対する日本語教育

- **条約難民等に対する日本語教育** 128百万円（55百万円）
 - ・ 条約難民、第三国定住難民等に対する日本語教育を実施する。

II. 外国人児童生徒等への教育等の充実

令和5年度予算額（案） 1,297百万円（前年度予算額 1,270百万円）

- **日本語指導を含むきめ細かな支援の充実** 1,139百万円（1,058百万円）
 - ・ 公立学校における日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等のICTを活用した取組など、**外国人児童生徒等への支援体制の整備等**に向けた学校における自治体の取組を支援する。
 - ・ 外国人の子供の就学状況把握や就学案内、日本語の基礎的な学習機会の提供など、**公立学校等への就学促進**に向けた学校外における自治体の取組を支援する。
- **日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤の整備** 21百万円（21百万円）
 - ・ **情報検索サイト「かすたねっと」の充実**による教材や翻訳文書の提供等を行うほか、**アドバイザーボードの設置・運営**等を行う。
- **児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究** 36百万円（新規）
 - ・ 学校が日本語指導の目標や指導内容を決定する際に基準とするための、DLA（日本語能力把握のための評価ツール）を踏まえた **能力記述文（Can-do）を作成**し、その活用方法について検証を行う。
 - ・ 散在地域において、関係機関が連携し、学校において **日本語能力や学習歴等の児童生徒の実態を把握する方法・体制を研究**する。
- **夜間中学の設置促進・充実** 75百万円（75百万円）
 - ・ 夜間中学に通う生徒の多くが外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進や、多様な生徒の実態等に応じて夜間中学の教育活動の充実を図るための支援等を行う。
- **外国人学校の保健衛生環境の確保に向けた取組** 26百万円（63百万円）
 - ・ 外国人学校における保健衛生環境の改善のため、**情報発信や相談対応等を行う窓口を運用**するとともに、**保健衛生に関する普及啓発に取り組み**。



【参考】外国人留学生の受入れ促進等

※上記の合計予算額には含まれない

- ・ 留学生受入れ促進プログラム等 3,474百万円（3,407百万円）
- ・ 日本留学海外拠点連携推進事業 395百万円（450百万円）
- ・ 留学生就職促進プログラム 95百万円（71百万円）
- ・ 専修学校留学生の学びの支援推進事業 174百万円（174百万円）

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

外国人児童生徒等への教育の充実

令和5年度予算額（案） 12億円
（前年度予算額 11億円）



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・ 約1万人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・ うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・ 年間で5.5%が中退
- ・ 大学等進学率は51.8%

進学・就職へ

① 就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）100百万円（107百万円）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・ 就学状況等の把握、就学ガイダンス
・ 日本語指導、学習指導 等
⇒（本事業により達成される成果）
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

② 指導体制の確保・充実

③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～） 1,039百万円（951百万円）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1

- ・ 拠点校方式による指導体制構築 ・ 日本語指導者、母語支援員派遣 ・ オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
- ・ 高校生に対する包括的な支援 等
⇒（本事業により達成される成果）
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 21百万円（21百万円）

- ・ 「かすたねっと」による多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・ アドバイザーの派遣 ・ 外国人の子供の就学状況等調査 ・ 高等学校「特別の教育課程」制度周知、資料作成 等
⇒（本事業により達成される成果）日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円（0.7百万円）

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究（新規） 36百万円

- ・ 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成する
- ・ 散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
⇒（本事業により達成される成果）
児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することにより適切な指導が実施される
散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

日本語指導の体制整備



就学促進

体制整備

指導内容構築

インパクト

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる

在外教育施設の戦略的な機能の強化

【在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）に基づく総合的な施策の推進】

令和5年度予算額（案） 179億円
（前年度予算額） 172億円



文部科学省

令和4年度第2次補正予算額 0.4億円

基本理念

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること
- 2 在外教育施設における教育環境と学校における教育環境が同等の水準となることを旨とすること
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすること

1. 在外教育施設の教育環境の改善

法律との関係

(1) 派遣教師数の改善 17,697百万円（739百万円増）

派遣教師の増員 為替変動への対応

◆ 在外教育施設教員派遣事業等

派遣教師に対し、赴任・帰国旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費を交付

☞ 派遣教師数 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、免許外指導の縮小、特別支援教育の充実、日本語指導の充実、多様な課題に対応するための適正な教員配置の促進

◆ 派遣教師の選考・研修、校長研究協議会の実施等

- ・在外教育施設の教職員の確保（第8条）
- ・在外教育施設の教職員に対する研修の充実等（第9条）

(2) 教育環境の改善 133百万円

教材整備費／通信教育事業費補助 等

※ 令和4年度第2次補正予算において、感染症対策支援を実施。

（40百万円【令和4年度第2次補正予算】）

(3) 安全管理体制の整備、教育支援 97百万円（20百万円増）

スクールカウンセラー派遣／派遣教師の安全対策 等



- ・在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化（第10条）
- ・在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保（第11条）
- ・在外教育施設の安全対策等（第12条）
- ・在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等（第13条）
- ・調査研究の推進等（第14条）

2. 「選ばれる在外教育施設づくり」に向けた特色化・多様化支援

国内と同等の教育環境整備とともに、在外ならではの特色化・多様化を推進するための支援の充実

◆ 在外教育施設重点支援プラン 70百万円（19百万円増）

（上記1.（3）の内数）

プログラムの新設

・教育の高度化に加え、国際交流の促進と健全な運営のための教育基盤に関する調査研究のプログラムを新設

◆ 在外教育アドバイザーの設置 12百万円（上記1.（3）の内数）

・学校運営、教育活動の改善への支援



背景 課題

- ▶ 少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校、児童虐待の増大等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけの対応では限界が生じている。
- ▶ **学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を担うことが課題**となっている。
- ▶ 自治体が、それぞれの**課題やニーズに応じた効果的な取組を実施**できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する**。

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校・家庭・地域が一体となって、子供を取り巻く課題を解決できる地域を目指す

- **地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現**
- 学校を核とした地域活性化に寄与

事業概要： 下記①～⑥のメニューを組み合わせる自治体の取組を総合的に支援する補助事業

補助率： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
(都道府県等が直接実施する場合、都道府県等 2/3)

対象(交付先)： 都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1

地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,066百万円 (6,859百万円)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動や働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2

地域における家庭教育支援基盤構築事業

75百万円 (75百万円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

338百万円 (338百万円)

スクールガード・リーダー（防犯の知識を有する者）やスクールガード（学校安全ボランティア）の活用等により、地域と連携した学校安全の取組を推進し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備。

4

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円 (10百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5

健全育成のための体験活動推進事業

99百万円 (99百万円)

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など宿泊を伴う様々な体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促進。

6

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円 (8百万円)

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進し、地元就職し地域を担う人材を育成。

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和5年度予算額（案）

71億円

（前年度予算額）

69億円



背景

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R4時点：15,221校）
- ▶ 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながる**ことで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、**全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することが必要

経済財政運営と改革の基本方針2022
(令和4年6月7日閣議決定)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）

地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、…（略）

事業内容

【事業の概要】

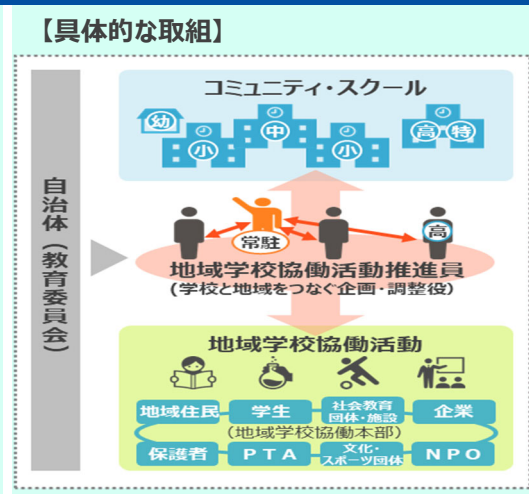
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）

対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市

要件： ① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること
② 地域学校協働活動推進員を配置していること

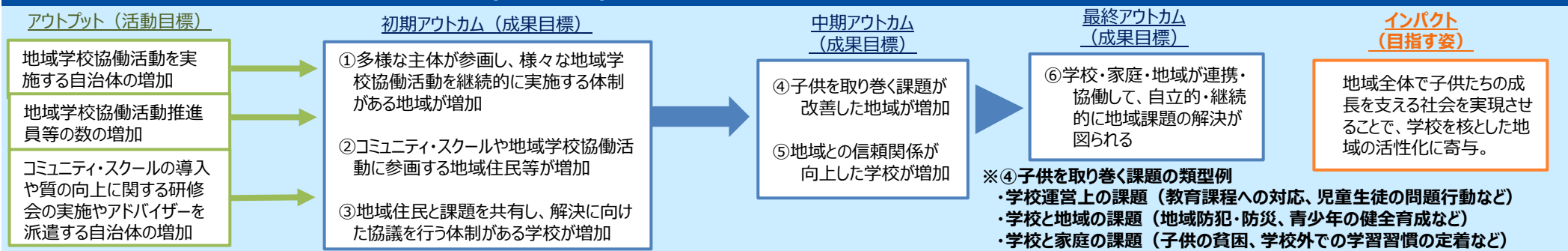
補助率等： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
(10,000か所×約67万円（国庫補助）)

支援内容： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等



- ▶ **地域学校協働活動推進員の配置**
 - 10,000か所（30,000人）
 - ※課題に対する効果的な取組等を評価し、推進員の追加配置や常駐化を可能とする。
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - ① **学校の働き方改革**に資する取組
 - ② **学習支援**や**体験・交流**活動
 - 特に、**子供を取り巻く課題に対応するための活動を充実**
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の強化**
 - **CSアドバイザーの配置**（都道府県等）
 - 研修の充実

事業のロジックモデル（令和4年度秋の年次公開検証（秋のレビュー）より）



測定指標（KPI）

- ①地域学校協働本部がカバーしている公立学校の数
- ②コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の人数
- ③コミュニティ・スクールを導入している公立学校の数
- ④各自治体が子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合
- ⑤学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合
- ⑥地域の子供の成長に貢献している実感がある住民の割合

▶各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施。
▶国は、各自治体の成果を取りまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施。併せて、全国の好事例及び課題のある事例の共有を通して、各自治体の事業の改善に繋げる。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和5年度予算額 (案)
(前年度予算額)

0.7億円
0.7億円



文部科学省

背景・課題

- 子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人がいる保護者は約3割
- 不登校の増加(約13万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約20万件)のリスク増

- ① 身近な地域において保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ② 家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材の確保が課題となっている。

事業内容

- ① **地域の実情に応じた家庭教育支援の促進** [66百万]
地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供等を実施。 → R5 : **1,000チーム**
- ② **個別の支援が必要な家庭への対応強化**
 - ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - **相談対応や情報提供を実施。** [7百万] → R5 : **100チーム**
 - **地域人材の資質向上のための研修の実施。** [2百万] → R5 : **129チーム**

- 事業開始：平成27年度～

<家庭教育支援チーム>

学校・教育委員会と連携しつつ、地域の多様な人材(※)を活用して実施

※元教員、社会教育関係者、子育て経験者等

児童福祉法に基づく対応

<子育て家庭>

家庭教育・子育てに関心がある家庭

個別の支援が必要な家庭

福祉的な対応が必要な家庭

学びの場や情報の提供等

アウトリーチ型支援

アウトプット (活動目標)

- ・ 家庭教育支援チームを1,000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム (成果目標)

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R3:29.9%)

インパクト (国民・社会への影響)

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。



背景・課題

- 次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、子供たちの**リアルな体験が不足**している。さらに**コロナ禍でこの傾向に拍車がかかっている**。
- また、貧困、障害、不登校、外国籍等、様々な課題を抱える子供や特別なニーズのある子供への支援が社会的課題になっている。
- これらを踏まえ、文部科学省においては、**令和4年2月に「教育進化のための改革ビジョン」**を公表し、地域や企業と連携し全ての子供に学校内外でのリアルな体験活動を推進することとしている。
- また、自己肯定感や正義感の育成等「Well-being」の観点からも青少年の体験活動は重要である。

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、顕彰事業、自然体験活動モデル事業とともに、企業等と連携した体制構築を図る。

1.全国的なリアル体験活動の普及啓発（委託：継続 H23～）

- 家庭や企業、社会教育団体、青少年教育指導者等が体験活動への理解を深めていくためのフォーラムなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。
- 件数・単価：3箇所 × @1.0百万円

2.青少年の体験活動の推進に関する調査研究（委託：継続 H25～）

- 青少年の体験活動がもたらす影響について明らかにするため、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。
- 件数・単価：1箇所 × @4.8百万円

3.子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業（委託：継続 R3～）

- 安全・安心にリアルな体験活動を行うためのコロナ禍における長期（4泊5日程程度）の自然体験活動等のモデル事業を行う。
- 件数・単価：12箇所 × 2回 × @1.6百万円

4.青少年の体験活動推進企業表彰（直轄：継続 H25～）

- 社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた実践を行う企業を表彰し、その取組を全国に広く紹介する。

5.企業等と連携した体験活動推進体制構築事業（委託：新規）

- 子供たちのリアルな体験の機会充実のため、デジタル化やコロナ対応を踏まえながら、体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図る。

「事業内容」

【全国的な推進体制の構築】

- ・地域の取組のサポート（伴走支援や好事例の横展開等）
- ・多様な主体をマッチングするシステムやマニュアルの構築
- ・体験活動に積極的な企業、教育機関の見える化

【地域における推進体制の構築】

- ・地域や企業、教育機関等、多様な主体の連携による体験活動の推進体制の構築
- ・取組を持続的に推進していく仕組みの構築

- 件数・単価：1箇所 × @7.7百万円
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

アウトプット（活動目標）

- ・体験活動の理解を深めるための普及啓発事業の実施。
- ・長期自然体験活動モデル事業の実施。
- ・企業表彰への応募企業数、増加。
- ・多様な主体をマッチングするシステムの構築。
- ・多様な主体の連携による体験活動事業の実施。

アウトカム（成果目標）

- 初期 体験活動の機会を提供する主体の増加。各地域拠点における推進体制の継続的実施。
- 中期 当事業に参加する子供の増加。モデルの横展開等による地域拠点の増加。
- 長期 当事業の成果の展開や、他の施策とも相まって、体験活動に参加する子供が増加する。

インパクト（国民・社会への影響）

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力（自己肯定感、自律性、協調性、積極性等）が育成される。

背景・課題

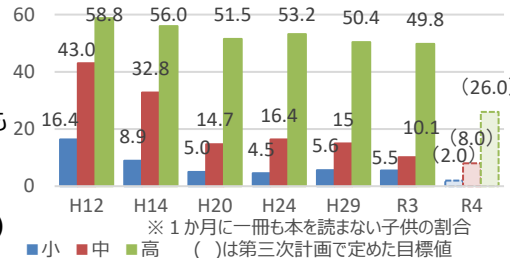
○国の計画への対応

・「子供の読書活動に関する基本的な計画」(R5～R9)

R5からの次期計画を策定予定。発達段階ごとの効果的な取組や読書とICTのベストミックスのための方策などを検討するとともに、**高校生の不読率（1か月に1冊も本読まない子供の割合）は依然として高い。**

・第6期「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)

R4年度からの第6期計画を踏まえた国の支援策が必要。**特に図書の更新が課題。**



○取り巻く情勢の変化

- ・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた**学校図書館の利活用**が課題。
- ・3密を避けるなど「新しい生活様式」が提唱され、**オンラインを活用した取組**が課題。
- ・著作権法改正により、図書館資料のメール送信等が可能となることを踏まえ、**図書館における新たな業務への現場負担の軽減**が課題。

○読書活動の総合的推進

- ・従来、読書活動の推進については学校図書館や図書館など個別の事業内で実施してきたが、**図書館、学校、民間団体など幅広い関係者・機関が連携し、一体となった読書活動を総合的に推進することが必要。**

事業内容

「子供の読書活動に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動を総合的に推進するための以下の取組を行う。

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 7,291千円

「新しい生活様式」や「子供の読書活動に関する基本的な計画」等に対応した読書活動や新学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向けた、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。**<委託事業：教育委員会等>**

<取組内容>

①発達段階などに応じた読書活動推進事業

次期「子供の読書活動に関する基本的な計画」を踏まえた、紙とデジタルの特性を活かした読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様なニーズに対応した効果的な取組を行う。

(委託先：2箇所(小・中・高等学校等、公立図書館))



②学校図書館図書の購入促進事業

新学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍(感染症,SDGsなど)、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定やコミュニティ・スクール及び地域の図書館・ボランティア等との連携した図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館図書の購入促進に向けた取組を行う。

(委託先：2箇所(小学校、中学校))



司書教諭講習の実施 21,431千円

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校図書館司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。**<委託事業：大学及び教育委員会(47箇所)>**



「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 4,910千円

国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深めるために、「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている民間団体等を表彰する。**<直轄事業>**



読書活動の推進等に関する調査研究 11,699千円

①次期子供読書基本計画を踏まえ、子供の読書活動の実態把握など今後の施策の基礎資料を得るための調査分析等を行う。

②図書館資料のメール送信サービスが可能となる著作権法改正への対応等の図書館におけるデジタル化やDXを推進するため、図書館における実務的な課題やその対応方策を策定するための実証的な調査研究を行う。(課題解決型調査研究) **<委託事業(2箇所)>**



アウトプット(活動目標)

子供の読書活動の新たな取組や理解推進の取組、学校図書館の活性化などにより、読書習慣の形成や読書への関心を高めるなど全国的な普及を図る。

アウトカム(成果目標)

子供の不読率の改善など自主的な読書活動の増加や学校図書館の図書資料の購入冊数の増加など学校図書館の全国的な整備の拡大

インパクト(国民・社会への影響)

「子ども読書活動推進法」の理念である子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける。

背景・課題

急速なデジタル化の進展の一方で、社会教育分野におけるデジタル活用の遅れが顕在化している。

公民館・図書館等の社会教育施設がデジタル技術を効果的に活用し、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めた社会的包摂に寄与するなど、地域の教育力の向上につながる。

また、社会教育施設の新たな活用モデルを形成し、デジタル田園都市国家構想の推進力とするため、PPP/PFIの活用を促進させる必要がある。

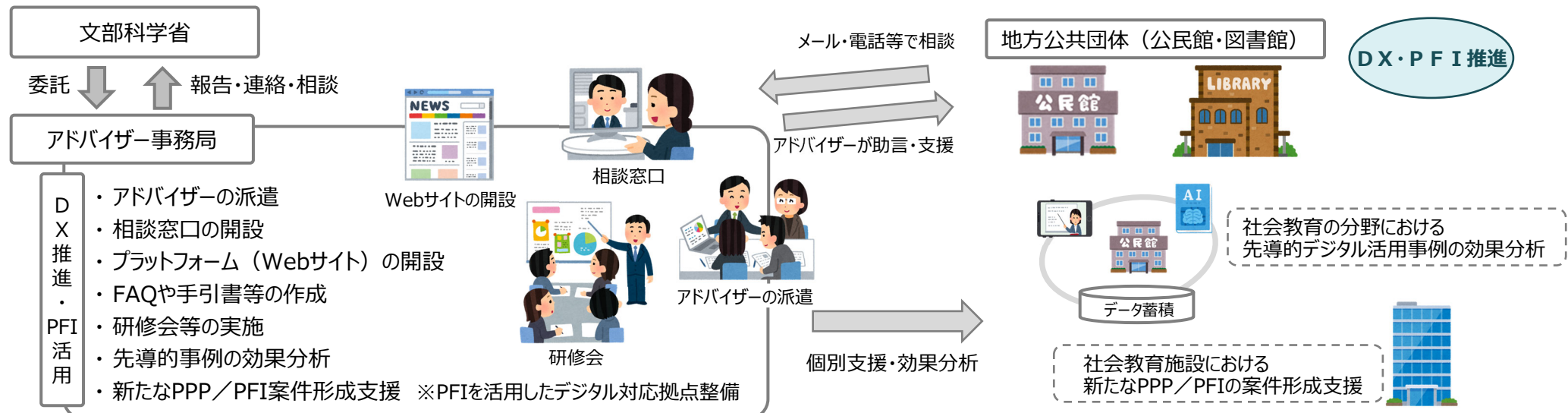
骨太の方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

○経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。
○PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成する。

事業内容

○ 社会教育施設（公民館・図書館）のデジタル機能強化・PFI活用アドバイザー事業

全国の社会教育施設（公民館・図書館等）におけるデジタル環境の整備や効果的な活用、施設の整備や運営におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、自治体等からの相談対応、アドバイザー（専門家）派遣、情報交換プラットフォーム（Webサイト）の開設等による伴走支援を行う。



アウトプット（活動目標）

- ・アドバイザー事務局を設置し、デジタル化等にかかる伴走支援の実施
- ・PPP/PFIの案件形成支援の実施

アウトカム（成果目標）

- ・デジタル活用を行う社会教育施設の増加
- ・PPP/PFIを活用する社会教育施設の増加

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- ・地域コミュニティの維持・強化、地域教育力の向上
- ・デジタルデバイドの解消、デジタルリテラシーの向上
- ・官民連携の推進による民間の事業機会の創出、公的負担の軽減、効率的、効果的な住民サービスの提供

- 学校における働き方改革を受け、学校と地域の適切な役割分担を促進し、**学校・家庭・地域及び関係機関が連携した、学校安全推進体制の構築**を図る必要がある。
- 社会的環境の変化に伴う**犯罪被害の多様化**や**気象災害の激甚化**など、防犯・防災について一層の対応の必要性がある。

学校安全推進事業（343百万円（前年度 294百万円））

学校安全総合支援事業（308百万円（前年度 259百万円））

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】

- 「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づいた取組の推進
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた組織的な学校安全推進体制の構築
- 安全教育の推進に関する調査研究

学校安全教室の推進（35百万円（前年度 35百万円））

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

- 防犯教室、防災教室、交通安全教室等、学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会を実施
- 事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会や心肺蘇生法実技講習会等を実施
- 小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（338百万円（前年度 338百万円））

【補助事業（補助率：国庫補助率1/3、都道府県・市町村各1/3）、都道府県・市町村教育委員会対象、平成17年度事業開始】

※市町村直接実施の場合、市町村が2/3負担

- スクールガード・リーダー（SGL）の育成支援
 - ・ SGLの資質を備えた人材に対する育成講習会を実施
- スクールガード・リーダーに対する活動支援
 - ・ SGLによる指導等に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助
 - ・ SGL連絡協議会等の開催支援、装備品の充実
- スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上
 - ・ スクールガードの養成講習会を実施
 - ・ 活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上
- スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援
 - ・ 子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品、ボランティア保険料等の補助





人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

<社会人を主なターゲットとしている予算事業>

①成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業 ：1,741百万円【令和4年度第2次補正予算】

・就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学・大学院等において社会のニーズに合ったプログラムを提供・横展開し円滑な就職・転職を支援

②専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業 ：402百万円（新規）

・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供

③放送大学学園補助金：7,392百万円（7,389百万円）

・数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進等

④持続的な産学共同人材育成システム構築事業 ：107百万円（202百万円）

・社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成する研修プログラムの開発・実施

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実（非予算）

- ・大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP) 及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」

⇒ 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。

職業実践力育成プログラム：161大学等、339課程（令和4年5月時点）
キャリア形成促進プログラム：13校、17学科（令和4年3月時点）

⑤大学等における価値創造人材育成拠点の形成：80百万円（87百万円）

・社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成

⑥女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業 ：21百万円（24百万円）

・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援

<社会人をターゲットの一部としている予算事業>

⑦大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 ：169百万円（220百万円）

・地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施。社会人も対象に含めた短期プログラムの提供も想定。

⑧地域活性化人材育成事業：919百万円の内数（1,450百万円の内数）

・学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、イノベーションを担う人材を育成（取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む）。

※このほか、社会人の組織的な受入れを促進する大学等への経常費補助等を実施。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

①地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業 296百万円【令和4年度第2次補正予算】

・自治体や大学コンソーシアムへの支援を通じたニーズ調査や、コンテンツの集約、広報周知等を通じて継続的にリカレント教育を実施する環境を構築

②リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業 77百万円【令和4年度第2次補正予算】

・リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を一気通貫で実施

③社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究事業 ：30百万円（14百万円）

・「マナパス」の機能強化を行い、講座情報や学習成果の発信、学習歴の可視化等の促進

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

412,856百万円（414,154百万円）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

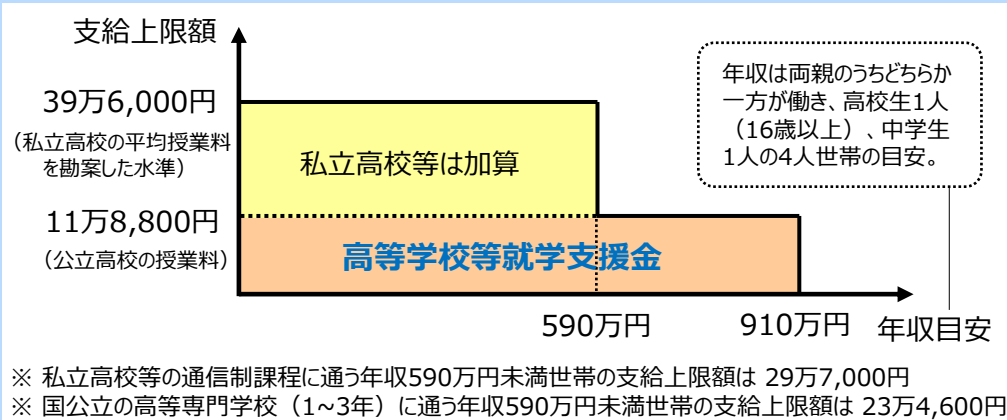
◆ 令和5年度予算案

・家計急変世帯への支援の仕組みを創設

※やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）
専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）
海上技術学校



高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

14,761百万円（15,111百万円）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその一部を補助（補助率1/3）

◆ 令和5年度予算案

・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

【令和5年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	114,100円 ↓ (+3,000円) 117,100円	134,600円 ↓ (+3,000円) 137,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

※都道府県事業等に対する補助

715百万円（771百万円）

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

等

高等教育の修学支援の確実な実施

令和5年度予算額（案） 6,314億円※こども家庭庁計上予算含む
 （前年度予算額 6,211億円）



文部科学省

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,311億円
 ※国・地方の所要額：5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
 （準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）
 【財源】消費税による財源を活用
 （少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

- （国等による要件確認を受けた大学等が対象）
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

- 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
 無利子奨学金：1,003億円（一般会計）

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		50万3千人	69万3千人
事業規模		2,957億円	5,949億円 ※財政融資資金 5,869億円
貸与月額		学生等が選択 （私立大学自宅通学の場合） 2、3、4、5.4万円	学生等が選択 （大学等の場合） 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力	・高校評定平均値 3.5以上（予約採用時）等 ＜住民税非課税世帯の学生等＞ ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による	
		約800万円以下	約1,140万円以下
返還期間		卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 （元利均等返還）
返還利率		無利子	
		上限3%（在学中は無利子） （令和4年11月貸与終了者）	
		利率見直し 0.077%	利率固定 0.605%